

令和元年7月3日

PF I手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議 取りまとめ  
喜連川・播磨社会復帰促進センター次期事業の基本的考え方

- 喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターについては、その維持管理及び運営の一部について、公共サービス改革法を活用し、民間競争入札を実施すること。
- 現行事業と同様、「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」を基本的な考え方とすること。
- 事業の範囲については、「民間ならではの」という発想の下、民間のノウハウを活かせるような内容に絞るものとする。

## 第1 はじめに

平成19年10月に運営を開始した喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター（以下「両センター」という。）のPF I事業について、平成29年度、本会議において両センターのこれまでの運営実績の検証を行うとともに、その結果を踏まえた事業期間終了後の方向性について検討し、報告書として取りまとめたところである。

同報告書では、現行事業について過剰収容の軽減効果があったこと、各業務が円滑に実施されていること、地域との共生を実現していることなど、概ね順調に施設運営がなされており、両センターの運営理念である「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」が実現しているとの評価を行うとともに、次期事業について概括的な方向性を示したところである。

両センターの事業期間の終了が令和4年3月に迫っていることに伴い、次期事業における具体的な事業スキームや委託範囲等について検討を行い、その基本的な考え方を取りまとめたものである。

## 第2 事業概要

### 1 対象施設

喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）

播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）

### 2 事業目的等

「喜連川社会復帰促進センター等維持管理・運営事業」及び「播磨社会復帰促進センター等維持管理・運営事業」（以下「現行事業」という。）において、官民のパートナーシップの下、概ね順調に施設運営がなされていること、民間提案により特徴的な職業訓練及び改善指導が実施されていること、地域との共生に資する取組を着実に進めようとしている

ことから、全体として運営理念に基づいた事業が実現しており、次期事業においても引き続きその更なる実現を目指すものとする。

### 3 事業スキーム

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第50号）を活用し、民間競争入札を実施する。

なお、同法に規定する特定公共サービス（刑事収容施設法の特例部分）の民間委託を含むものとする。

### 4 収容対象

原則として、両センターともに犯罪傾向の進んでいない受刑者とする。

ただし、特化ユニットに、犯罪傾向の進んでいない受刑者だけでなく、犯罪傾向の進んでいる受刑者のうち、反社会性集団加入者を除き、特に改善更生の効果を期待できる以下の者を収容するものとする。

- 身体障害を有する者で、養護的処遇を要する者（高齢者を含む）
- 精神疾患・知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を要する者

### 5 事業の範囲

両センターの運営を開始した平成19年当時、刑事施設は過剰収容の状態であり、収容能力と要員の確保が喫緊の課題であった。このため、民間事業者へ委託できる業務は可能な限り民間委託することを基本とされたものの、今般、過剰収容状態が解消され、また、老朽化した刑事施設の整理統合が行われていることに鑑み、次期事業においては、民間のノウハウを活かせるような内容のみに絞ること、すなわち「民間ならでは」という発想の下、より質の良いサービスの実施を目指すことが適当である。

本事業の対象となる主な業務は以下に掲げるとおりである。

#### (1) 施設維持管理業務（国の専門技術者が確実に確保できる場合は除く。）

- 建築物保守管理業務
- 建築設備運転監視業務

#### (2) 収容関連サービス

- 給食業務（献立の作成・確認，食事・飲料の給与，材料の提供・管理，衛生管理，非常時対応等）
- 衣類・寝具の提供業務（衣類・寝具の提供・管理，洗濯等）
- 清掃・環境整備業務（廃棄物処理を含む。）
- その他収容関連サービス業務（理容，職員食堂運営，食器・雑具・日常必需品の給貸与等）

#### (3) 作業（職業訓練）業務

## 職業訓練業務

### (4) 教育業務

- 教育企画支援業務・教育実施業務（改善指導，教科指導，特化ユニットにおける各プログラムの企画・運営等）

### (5) 分類業務

- 処遇調査事務業務
- 審査関係事務業務
- 保護関係事務業務

### (6) 医療業務

- 健康診断業務
- その他医療関係業務（外部病院との連絡調整，レセプト審査，医療設備の維持管理，医療関係事務，理学療法の実施支援等）

## 5 契約期間

令和2年11月から令和12年3月まで（ただし，実際の業務開始は令和4年4月）

## 6 事業スケジュール予定

事業契約締結	令和2年11月
現行事業者からの引継開始	令和3年4月
事業開始	令和4年4月
事業終了	令和12年3月

## 第3 その他

次期事業の実施に当たっては，次の点について期待する。

- 高齢受刑者の割合が引き続き増加していることから，そういった者に対して養護的処遇等を実施する特化ユニットの更なる充実を行うこと。
- 再犯防止に資するため，出所後を想定した，より社会に近い段階的な開放的処遇を実現すること。なお，その対象については，当初は犯罪傾向が進んでいない受刑者を想定するが，特化ユニットへの犯罪傾向の進んでいる受刑者の収容状況を踏まえて，将来的に拡大することを検討すること。
- 職業訓練や改善指導については，大学等の研究機関と協力するなどして可能な限り効果の検証を行うこと。
- 地域との共生が後退することの無いよう，地元雇用や地元からの調達だけでなく，外部通勤作業など，刑事施設として地域に貢献できる取組等を実施すること。